

償却資産の申告をお忘れなく

会社や個人で工場や商店を
経営している方や不動産貸付
業等を行っている方で平成27
年1月1日現在、事業に用い
る構築物・機械・器具・備品
などの減価償却資産を市内に
所有している方は、2月2日
(月)までに資産税係へ申告を
願います。

これまで申告をされてきた
方へは、昨年12月中旬に申告
書を送付していますが、申告
書が届いていない方は左記ま
でご連絡ください。

申告・問合せ先

税務課資産税係(窓口⑧)

☎22218

社会保険料控除額のお知らせ

確定申告に必要な「平成26
年中納付額のお知らせ」を1
月中旬に発送します。

Shimoda
お知らせ
Information

1月の納税

(納期は2月2日)

※1月31日が土曜日のため

市県民税 4期
国民健康保険税 9期
介護保険料(普徴) 7期
後期高齢者保険料(普徴) 6期

*納期内に納めましょう
*納税は便利な口座振替で!

このお知らせには、平成26
年中に納めた国民健康保険税、
介護保険料、後期高齢者医療
保険料の納付額が記載されて
います。

確定申告をされる方は、こ
のお知らせを申告の資料と一
緒に持参してください。

問合せ先 税務課収納係

(窓口⑦) ☎22218

下田・河津間駅伝に
ご声援を!

日時 1月25日(日)

午前10時スタート(雨天決行)

開会式 午前9時

走路 河津南小学校←峰山←
須原←箕作←河内←立野←高
馬←SBSフレイトサービス
前(ゴール)

中継点先頭通過予想時刻

▽第1中継所(ドライブイン



11/22 愛、叫ばずにはいられない

ジオポイントとしても有名な景勝地、田牛の龍宮窟で「下田
ラヴィングボイス2014」が行われました。ラブパワースポット
でもある龍宮窟の天井に立つ、恋人や妻、夫に向って、愛を叫
び、普段では言えない様々な思いを愛する人に伝えました。



11/15 こどもたちみんなでたのしく村まつり

一日大人体験イベントとして定着してきた遊・VIVA! ネット
ワークの「村まつり」が今年も盛大に開催され、約500人
の来村者が、ゲームや買い物、アルバイトなどを通じて社会
の仕組みを勉強し、会場は笑顔で溢れていました。



12/3 知ること初めて伝えることができます

知っているようで知らない下田の観光施設の良さを認識し、
観光客の方々などに伝える力を磨く研修事業、「下田おもてなし
プログラム」がこの日行われました。歴史や、意義などを施設の
担当者から直接聞き、参加者は目からうろこの一日でした。

12/7 自助・共助を強化

この日、市内各地で地域防災訓練が行われました。各地区
の自主防災会主催により、地域特性を考えた訓練が繰り広げ
られ、地区住民が相互協力してできる防災対策を再度確認し、
連携を深めました。



12/16 広がる奉仕の精神

旧町内八幡神社例大祭の若衆を中心に構成されたボラン
ティア団体、「今村商店」より、観光客、地元住民のために
と、洗浄機能付暖房便座が寄贈されました。澤村邸前トイレ
などに設置し、活用させていただきます。



12/15 下田の青がより輝きを放ちます

日本全国2,358点のパンフレットを対象とした、地域活性化
センターが主催する「ふるさとパンフレット大賞」に下田市の
パンフレット「IZU SHIMODA ペリーの恋した青」が見事
優秀賞に輝きました。

1日～	歳末助け合い運動
3日～9日	障害者週間
3日～11日	市議会12月定例会
6日	第15回静岡県市町対抗駅伝競走大会
	ごみひろいしましよ(須崎九十浜海岸)
7日	地域防災訓練

12月のイベント

13日	アロエの花祭り開催(1月12日まで)
14日	第47回衆議院議員総選挙
15日～	年末交通安全県民運動
19日	市内幼稚園、小中学校終業式
	し～もんの下田の海のお勉強会
20日	水仙まつり開催(2月10日まで)

同報無線の内容の
テロップ表示について

市では同報無線でお知らせ
する広報しもだの放送内容を
小林テレビ、SHK下田有線
テレビ放送の協力を得てテレ
ビ放送中にテロップにて表示
しております。

また、火災発生時の情報に
ついてもテロップにて表示を
しております。

各種の情報の聞き取りにく
い場合などご活用くださいま
すようお願い申し上げます。

問合せ先

地域防災課消防安全係

☎3929

(窓口⑩) ☎34145

申請受付期間
平成27年1月13日(火)
～23日(金)

申込・問合せ先

学校教育課子ども育成係

物資納入期間

平成27年4月1日(水)～
平成28年3月31日(火)

しを添えてお申込ください。

納入物資の品目

穀類、いも及び澱粉類、砂糖
及び甘味類、菓子類、油脂類、
種実類、豆類、魚介及び獣鳥
肉類、卵類、乳類、野菜類、
果実類、藻類、きのこ類、し
好飲料類、調味料及び香辛料
類、調理加工食品類

税務署からのお知らせ

平成27年1月から
相続税の基礎控除が
引き下げられました

詳しい内容は…

★国税庁ホームページで調べられます!

www.nta.go.jp ⇒

相続税・贈与税・
事業承継税制関連情報



★電話相談センターで相談できます!

税務署に電話して自動音声案内により「1」を選
択、次に相続税の「2」を選択してください!

にせ税理士にご注意ください!

税理士をお探しの場合は、日本税理士連合会ホームペ
ージの「税理士情報検索サイト」で税理士等の検索が可能
です(<https://www.zeirishikensaku.jp>)。